

湯沢市立図書館システム更新運用業務 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 件名 湯沢市立図書館システム更新運用業務

(2) 目的

湯沢市立図書館で使用している図書管理システムは、平成 30 年に導入し運用してきたが、令和 7 年中にサポートが終了することになっている。

本業務では、図書館業務の効率化を図り、利用者の利便性の向上及び安定したサービスを提供するため、新たな図書館システムを構築し、運用することを目的とする。

(3) 内容

次のとおりとし、詳細は、別紙「湯沢市立図書館システム更新運用業務に関する提案依頼書」（以下「提案依頼書」という。）で定める。

なお、提案依頼書は、参加申込書の資格要件の確認が終わり次第、参加資格のある参加者へ電子メールにて公表するものとする。

- ①図書館システム構築
- ②既存システムからのデータ移行
- ③図書館システムを利用するクライアント端末機器及び周辺機器等の調達・整備
- ④必要に応じたカスタマイズ
- ⑤運用保守管理
- ⑥システム操作研修
- ⑦その他の業務

2 期間

(1) 湯沢市立図書館システムの構築・データ移行

契約締結日の翌日からサービス提供開始の前日まで（令和 7 年 12 月末想定）

(2) システム利用期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 提案見積限度額

- (1) 22,525,000 円（消費税及び地方消費税含む）
- (2) 提案見積金額は、前号を超えてはならないものとし、契約金額等を示すものではない。
- (3) 提案見積限度額は、51 ヶ月の賃貸借契約の総額とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

参加資格は、参加申込日に単独企業で次の要件をすべて満たす者であること。

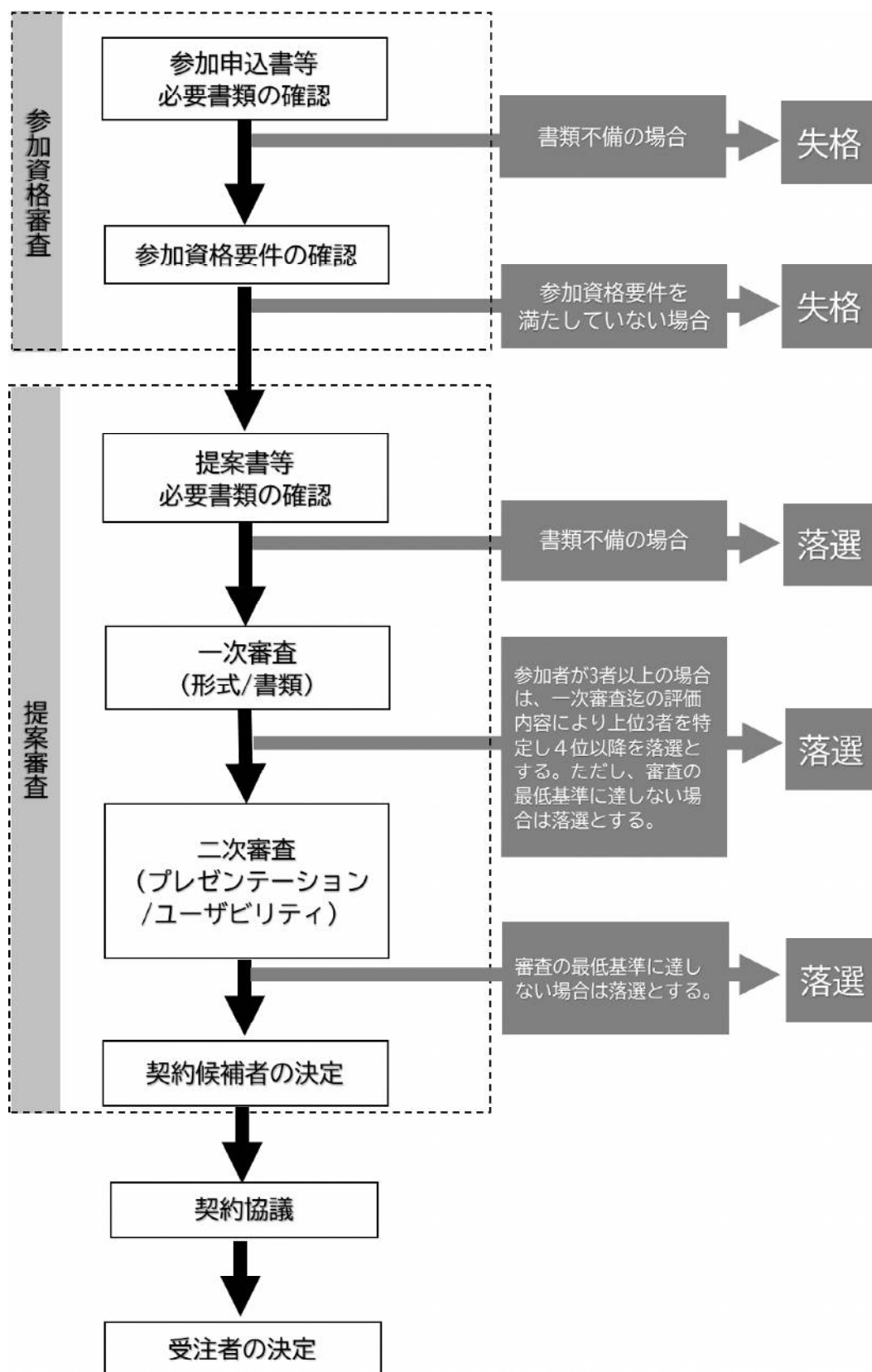
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 湯沢市物品購入等競争入札参加資格者登録要項（平成 17 年湯沢市告示第 12 号）第 5 条第 1 項に規定する「物品等入札参加資格者名簿」に登録されていること。また、登録営業種目は「システム企画・開発、システム運用・保守」に登録されていること。
- (4) 募集開始から契約締結の日までの間に、湯沢市建設工事等入札参加者指名停止基準（平成 17 年湯沢市訓令第 31 号）又は湯沢市物品購入等競争入札参加資格者指名停止基準（平成 28 年湯沢市訓令第 19 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他使用人または入札代理人として使用している者でないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001 又は ISMS）の認証を取得済みで、個人情報の適正な保護や、管理のために必要な措置などを講ずることができると認められる者であること。
- (7) 国税及び地方税、社会保険料等（健康保険及び厚生年金）に滞納がないこと。
なお、証明書については、受注者決定まで提出すること。
- (8) 過去 5 年以内に他自治体への図書館システム導入の実績があること。

6 募集方法

湯沢市ホームページに掲載し、公募を行う。

7 受注者決定方法

受注者決定までの流れは次のとおりとする。



8 申込み方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要領で必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式第1号）

②会社概要（任意様式）

情報セキュリティマネジメントシステム等取得状況、実施業務分野等を記載すること。同事項が記載されたパンフレットでも可とする。

③業務実施体制（任意様式）

本業務に配置予定の主任技術者（管理者）・担当技術者について、氏名、所属、役職及び分担業務を記載すること。また、保有している専門資格及び当該業務と同種または類似業務の実績を記載すること。

④業務実績（任意様式）

業務名、自治体名、契約日、業務概要を記載すること。（直近5件までを可とする。）

⑤提案書（任意様式）

詳細は、提案依頼書のとおり

⑥見積書（様式D）

ア 見積書は、税別表示とすること。

イ 見積内訳書を作成すること。（任意様式）

なお、見積内訳書は、業務ごとに経費区分の積算がわかるものにすること。

(2) 提出部数

①～④：1部

⑤～⑥：10部及び電子媒体1部

(3) 提出期限

①～④：令和7年7月30日（水）午後5時必着

⑤～⑥：令和7年8月25日（月）正午必着

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び休館日を除く）

ただし、郵送の場合は、送達の実事が確認できる方法（「書留」・「簡易書留」・「配達証明」・「レターパックプラス」）に限る。

(5) 提出先

〒012-0842 秋田県湯沢市字内館町 27 番地
湯沢市立湯沢図書館

9 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年8月18日（月） 正午まで

(2) 質問シートの提出方法

質問シート（様式第2号）に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

電話やFAX等による質問の受付は行わない。

メールアドレス（湯沢市立図書館） y-tosho@city.yuzawa.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問の回答は、次の期限まで、順次本募集要項のホームページ上で回答する。

・回答期限 令和7年8月20日（水）

10 審査方法

審査は、湯沢市立図書館システム更新運用業務業者選定委員会において、次の項目の審査を非公開で実施する。

審 査 項 目	
形式審査	形式審査
一次審査	価格評価
	提案書評価
二次審査	プレゼンテーション評価
	ユーザビリティ評価

書類審査、プレゼンテーション審査の内容に応じて、各審査員の自己審査の集計をもとに、得点が最上位のものを契約候補者として選定する。得点数が同点の場合は、見積額がより廉価であった事業者を契約候補者とし、さらに見積額が同額であった場合は、選定委員会の投票で決定する。

なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施するが、選定については委員会で決定するものとする。

(1) 形式審査

- ①提案書提出に係る諸要件を満たしているか審査する。
- ②提出期限を過ぎた場合、提案依頼書に記載の提出書類を満たしていない場合は、一次審査は行わない。

(2) 一次審査

- ① 提案書評価
 - ・提案書の内容を審査する。
 - ② 価格評価
 - ・見積書の積算内容を審査する。
- ※ 一次審査の結果をもとに、上位3者を二次審査の受審事業者に特定し、4位以下の事業者は落選とする。

(3) 二次審査

令和7年9月3日から令和7年9月8日の期間において、プレゼンテーション評価及びユーザビリティ評価を実施する。評価方式は以下に示すとおりだが、実施の詳細については、別途受審事業者へ通知する。

- ①プレゼンテーション評価
 - ・提案依頼内容に対する理解度と提案内容の有効性について、プレゼンテーションを受け審査する。
 - ・発表は、提案事業者の代表者（本業務において配置する予定の責任者）が行うこと。
- ②ユーザビリティ評価
 - ・デモ機を用いて、選定委員が実際に操作し、その操作性や使用感を審査する。
 - ・説明は、構築及び運用保守に携わる予定の技術者が行うこと。

(4) 審査結果

書面により通知する。

(5) 審査基準

湯沢市立図書館システム更新運用業務プロポーザル審査基準による。

11 契約

(1) 契約内容協議

- ①審査結果順位が1位の提案者と契約に向けた内容協議を行う。
- ②協議結果に応じた見積書を提出すること。見積書には数量と単価を記載した積算根拠となる明細書を添付すること。
- ③上記の協議が整わず契約締結まで至らない場合は、次順位の提案者と契約に向けた協議を行う。

(2) 契約の締結

①契約形態

- ・随意契約

②契約条件

- ・契約日時点において湯沢市物品等入札参加資格者名簿に登載されていること。

③契約金額

- ・51ヵ月の賃貸借契約の総額の金額とする。

④契約保証金

- ・湯沢市財務規則による。

⑤契約書作成の要否

- ・契約書を作成する。

⑥契約後の提出書類

- ・構築業務に係る着手届
- ・実施計画書
- ・構築業務に係る完了届
- ・仕様書に明記された納品物

⑦支払条件

- ・湯沢市の検収に合格すること。

12 失格要件

- (1) 応募資格を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案。
- (2) 応募書類に嘘偽の記載をした場合。
- (3) 本実施要領等における諸条件に違反した場合。
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談した場合。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

13 その他

- (1) 提出書類にはページ番号を付けること。
- (2) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (3) 提出書類の作成及びプレゼンテーション等の参加に要した費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書、見積書等は返却しないものとする。
- (5) 提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受けないものとする。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (7) 契約の相手方として特定される前までは辞退できるが、書面による辞退届（任意様式）を提出しなければならない。なお、辞退を理由として以後の指名等において不利益な扱いを受けることはない。
- (8) 提供いただいた情報・資料については、本プロポーザルにおいて使用し、湯沢市情報公開条例第

6条第3号イに該当するもの（実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているもの）として非公開とし、提供事業者に無断で第三者へ開示しない。

14 スケジュール（予定）

内 容	期 日 等
①公募開始（実施要領等公表）	令和7年7月17日（木）
②参加申込書提出期限	令和7年7月30日（水）午後5時
③参加資格審査結果通知期限	令和7年8月4日（月）
④質問受付期限	令和7年8月18日（月）正午
⑤質問回答期限	令和7年8月20日（水）
⑥提案書提出期限	令和7年8月25日（月）正午
⑦一次審査結果通知	令和7年9月2日（火）
⑧二次審査	令和7年9月3日（水）、8日（月）
⑨二次審査結果通知 （湯沢市ホームページ公表）	令和7年9月16日（火）
⑩契約協議期間	令和7年9月17日（水）～ 10月10日（金）
⑪契約締結	令和7年10月14日（火）

15 問い合わせ先

〒012-0842 秋田県湯沢市字内館町 27 番地
 湯沢市立湯沢図書館
 担 当：鈴木
 電 話：0183-73-3040
 E-mail：y-tosho@city.yuzawa.lg.jp